

空き家



空き家になる前の備え

空き家になってからの管理・活用など 準備しましょう

相談できる窓口があります

東久留米市では専門的なアドバイス（相続などの手続き・不動産・建物・敷地境界・融資・維持管理など）無料で相談できる、相談窓口を設置しております。

まずは、市環境政策課へ相談！



空き家を危険な状態で放置すると…

固定資産税等の額が大幅（約4倍）に上昇します

空き家を危険な状態等で放置し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けると、その空き家の敷地にかかる住宅用地特例が解除され、固定資産税等の額が大幅に上がります。

空き家の管理不全が原因となり…

近隣住民などがケガをする恐れがあります

空き家の管理不全が原因となって近隣住民などがケガをした場合、空き家所有者は「民法第717条」による損害賠償責任を負う可能性があります。

家族やご近所が困らないように

空き家になる前に早めの準備をしましょう

空き家となった後は、お住まいだった方が色々なことを決められない状態になっていることがほとんどです。そのため、家の管理や処分を、家族や親族が決めることになります。



家を引き継ぐ人・管理する人 を決める

基本的なことが決まっていると、家族や親族が大変な時期に、更に負担をかけることになります。空き家になった後の対応をスムーズに行えるように、相続方法や遺言等について話し合っておくことも一つの方法です。

家の今後（使用・売却・ 賃貸・解体など）を伝える

どうするかが決まっていると、早くから行動できるので、維持管理の手間や費用の負担が軽減されるといったメリットもあります。

ご近所や自治会と連絡先 を交換する

家を使わなくなても、管理は必要です。手入れしないと知らないうちにご近所迷惑になることがあります。誰に連絡したらいいか分からないことで、不安や不信を抱く方もいます。家や庭の管理についてご近所の方は伝えたいことがあるかもしれません。異常があった際に連絡を取り合えるよう、管理する方はご近所と連絡先を交換していくことが望ましいでしょう。



空き家について相談できる窓口があります
まずは、市環境政策課へ相談！



空き家の片づけ情報

・ゴミの出し方

QR

—ゴミ対策課へ確認中—

・片づけを業者へ依頼

—ゴミ対策課へ確認中—

空き家に関する制度

・空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除
相続された空き家を約3年以内に売却した場合、その譲渡所得を控除する制度。利用には条件があります。（国土交通省）



・東京都ワンストップ相談窓口

東京都では空き家の利活用等について無料のワンストップ窓口を設置しています



詳しくは

東久留米市環境安全部環境政策課

☎ 042-470-7753